

令和6年度広報びぜん及び備前市ホームページ有料広告募集業務仕様書

1 業務内容

広報びぜん及び備前市ホームページ有料広告募集業務取扱事業者（以下「事業者」という。）は、広報びぜん及び備前市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告を募集し、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）から受領した申込書（備前市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）様式第1号（第7条関係））及び広告原稿データを代行して備前市（以下「市」という。）に提出する。

2 仕様

広報びぜん及びホームページの有料広告の仕様は、以下のとおりとする。

(1) 概要

「広報びぜん」

発送日 毎月の市役所開庁日の最終日の3日前（土日祝を除く。）

発行部数 14,200部/月

規格 A4判（A3判2つ折）右開き

① 掲載期間

令和6年5月号から令和7年4月号まで

② 広告の規格等

・掲載位置及び刷り色・・・裏表紙及びその裏の中ページ（フルカラー刷）

上記以外の中ページ（2色刷）

裏表紙内あるいは中ページ内における掲載位置は、市が指定するものとする。

※ 都度、市に広告枠の空き状況を確認しながら募集すること。

・広告枠のサイズ・・・下記の表のとおり

枠数	サイズ
1枠	縦 46mm×横 90mm
連続する2枠	縦 46mm×横 183mm
連続する4枠	縦 95mm×横 183mm
連続する6枠	縦 144mm×横 183mm
連続する8枠	縦 193mm×横 183mm
連続する10枠	縦 242mm×横 183mm

・広告原稿データ・・・原則、イラストレーター形式または JPEG 形式、不可能な場合は PDF 形式（画像は埋め込み。文字はアウトライン化したもの）

「ホームページ」

① 掲載期間

令和6年4月から令和7年3月までの間（掲載日から1箇月単位、複数月の申込可）
ただし、令和7年3月中途に1箇月分の申込みがあった場合は、令和7年4月にかかっても掲載期間が満了するまで掲載することができるものとする。

市が事業者から申込書の提出の代行があった日から掲載を開始するまでに1週間程度かかる場合があるので、事業者は、事前に申込者にその旨を説明しておくこと。

② 広告の規格等

- ・掲載位置・・・トップページの市が指定する位置とする。
- ・色・・・フルカラー
- ・広告枠のサイズ・・・天地60ピクセル・左右120ピクセル、
4キロバイト以内、GIF形式、静止画のみ

(2) 広告の規制

要綱第3条及び第4条並びに備前市広報びぜん有料広告掲載取扱基準及び備前市ホームページ広告掲載取扱基準（以下「基準」という。）による。広告の中には、申込者の事業所名を必ず掲載すること。

(3) 提出の期日及び方法等

事業者は、必ず申込書及び広告原稿データの提出を代行すること。

広報びぜんの有料広告に係る提出期日は、下記のとおりとする。ただし、市が認める場合は、期日を変更することができるものとする。

ホームページの有料広告に係る提出は随時とし、事業者は、申込者から申込書を受け取り次第、速やかに市へ提出すること。

申込書提出の代行を行うときは、申込書の下方余白に事業者の名称、所在地、電話番号を記載すること。前述の記載のないものは、下記「4 手数料の支払い」の対象とならないものとする。

広報びぜん	校了日	申込書提出期日	原稿データ提出期日
5月号	令和6年4月16日	令和6年4月5日	令和6年4月10日
6月号	令和6年5月20日	令和6年4月25日	令和6年5月9日
7月号	令和6年6月17日	令和6年5月28日	令和6年6月6日
8月号	令和6年7月18日	令和6年6月27日	令和6年7月8日
9月号	令和6年8月19日	令和6年7月29日	令和6年8月7日
10月号	令和6年9月13日	令和6年8月26日	令和6年9月4日
11月号	令和6年10月18日	令和6年9月27日	令和6年10月8日
12月号	令和6年11月18日	令和6年10月28日	令和6年11月7日
1月号	令和6年12月16日	令和6年11月26日	令和6年12月5日
2月号	令和7年1月20日	令和6年12月23日	令和7年1月8日
3月号	令和7年2月14日	令和7年1月23日	令和7年2月3日
4月号	令和7年3月17日	令和7年2月25日	令和7年3月6日

3 広告料の納付

市が申込者に決定通知書及び納付書を直接送付し、申込者が市の指定する納付期日までに一括納入するものとし、事業者は、納付の代行は行わないものとする。

4 手数料の支払い

市は、毎月、月末までに納付が確認できた広告料について事業者へ連絡し、事業者は

当該納付額に20パーセントを乗じた額を市へ請求すること。(金額に小数点以下の端数を生じる場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。)

市は、当該請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

なお、市も独自に有料広告の募集を行うため、広告掲載の枠が上限に達した場合、申込書の到着順によっては掲載の決定がなされない可能性がある。その場合は、手数料の支払いは行わないものとする。

また、広告料の納付期日については、広報びぜんの場合は、原則掲載月の校了日(上記の表のとおり)を基準に市が設定し、一度に複数月を申し込む場合は、最初の掲載月に係る納付期日で一括納付とする。市ホームページの場合も、一つの申込みにつき一括納付とする。いずれの場合も、納付が確認できた後に上記の手順により手数料を支払うものとする。

5 その他

- (1) 要綱及び基準を遵守すること。
- (2) 要綱及び基準に改正がなされた場合は、改正後の規定を遵守すること。その場合、市は事業者に対して速やかに通知する。
- (3) 要綱及び基準に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 広告の表現及び内容等について、市が修正を指示した場合は、速やかに申込者と協議し訂正のうえ、再提出すること。

6 市の担当部署

備前市 市長公室 広聴広報課

住 所 〒705-8602 備前市東片上126番地

電話番号 0869-64-1812 (直通)

電子メール bzkouhou@city.bizen.lg.jp